

平成21年監督指導白書

名古屋北労働基準監督署

当署が平成21年に実施した監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理を行っていただきますようお願いいたします。

【監督実施状況】

平成21年に当署の労働基準監督官が事業場を臨検する等により定期監督等を実施した事業場は561件でした。何らかの法違反が認められ是正勧告等を行った事業場は331件で、違反率は59.6%でした。前年の違反率75.2%と比べると15.6ポイント減少しました。

機械設備の補修取替え設置等の変更命令、当該危険箇所への立入禁止命令、当該作業の停止命令などの行政処分を行ったものは10件あり、前年の32件と比べて22件減少しました。

法違反の状況

主要な法違反の状況を見ると、違反件数は、労働基準法関係では、労働時間に関するものが126件(22.4%)と最も多く、次いで割増賃金に関するもの107件(19.1%)、就業規則に関するもの83件(14.8%)、労働条件の明示に関するもの78件(13.9%)の順となっています。

労働安全衛生法関係では、安全基準に関するものが55件(9.8%)、次いで健康診断に関する

ものが53件(9.4%)、安全委員会・衛生委員会に関するもの51件(9.1%)、衛生管理者に関するもの46件(8.2%)、定期自主検査に関するもの36件(6.4%)の順となっています。

現状と問題点、今後の指導方針

長時間労働を背景とする過重労働・賃金不払残業や労働条件が不明確であることに起因する労働条件トラブルは依然として高水準で推移しています。

このため、長時間労働、賃金不払残業、その他労働条件確保に問題がある事業場の監督指導に力を入れることにしています。

その他

定期監督等とは、管内状況及び問題点を把握し、過去の監督指導経歴等も考慮した上で対象事業場を選定し、労働関係法令の遵守を目的に法定労働条件の確保、労働災害の防止等を図るため計画的に行う監督指導及び各種

の情報、労働災害の発生等を契機として行う監督指導のことです。

定期監督の結果、問題が認められる場合には、原則として是正を勧告するなどして改善を図らせることになるが、指導に足りないなど悪質な事案に対しては、司法処分を行うなど厳正な対処をしてゆくこととしています。

【申告処理状況】

申告とは、事業場が労働関係法令に違反している事実を労働者が労働基準監督機関に申し立てることをいいますが、その多くは労働者の権利救済や事業場の改善を目的に行われます。申告を受けた労働基準監督官は、申告処理を行うため、事業場を臨検し、又は事業主

平成21年 監督実施状況及び措置状況

名古屋北労働基準監督署

業 種	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同 比 率 (%)	使用停止等処分事業場数	違反状況(労働基準法)								違反状況(労働安全衛生法)								最 低 賃 金 法	じ ん 肺 法					
					労働条件の明示	賃金不払	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	その他	安全管理者	衛生管理者	作業主任者	安全衛生委員会等	安全基準	衛生基準	元方事業者等	定期自主検査	安全衛生教育			就業制限	作業環境測定	健康診断	計画の届出	その他
製 造 業	144	105	72.9	6	20	7	37	31	21	8	17	5	14	12	17	35	11	0	26	13	9	7	22	0	0	0	4
建 設 業	91	39	42.9	3	3	2	4	1	2	1	2	0	0	8	1	10	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0
運 輸 交 通 業	48	34	70.8	0	8	3	26	17	12	8	9	5	7	0	3	1	0	6	4	1	1	0	8	0	0	0	0
商 業	56	40	71.4	0	16	3	18	20	11	10	8	1	6	0	5	6	0	0	5	1	1	0	7	0	0	0	0
接 客 娯 楽	14	12	85.7	0	4	1	4	2	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
その他の事業	155	63	40.6	0	18	5	27	25	21	14	5	0	11	0	15	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0
上記以外の業種	53	38	71.7	1	9	5	10	11	10	7	5	0	8	0	10	3	0	0	1	0	0	0	7	0	0	0	0
合 計	561	331	59.0	10	78	26	126	107	83	53	46	11	46	20	51	55	11	6	36	15	13	7	53	0	0	0	4

※複数の法違反が認められた事業場があるため、違反件数は重複しています。

申告処理状況 (平成21年)

名古屋北労働基準監督署

業 種	申告処理件数	同 比 率 (%)	申 告 事 項						最 低 賃 金 法	労 働 安 全 衛 生 法
			労 働 基 準 法				そ の 他			
			賃 金 不 払	解 雇	労働時間					
製 造 業	54	7.3	41	9	3	1	5	3		
建 設 業	67	9.1	57	7	0	1	0	1		
運 輸 交 通 業	46	6.2	37	2	5	7	2	0		
商 業	143	19.4	110	13	4	7	0	0		
接 客 娯 楽	155	21.0	141	19	2	4	1	0		
その他の事業	176	23.8	144	22	15	15	2	0		
上記以外の業種	97	13.1	71	18	1	9	0	0		
合 計	738	100.0	601	90	30	44	10	4		

※申告事項は、重複計上しています。

や労働者の出頭を求めて法違反の有無を確認し、違反が認められた場合には、是正を勧告するなどにより改善を図らせています。

平成21年の申告処理件数は738件でした。こ

れは、昨年の631件と比べて107件(17.0%)増加となりました。業種別件数は申告事件を業種別にみると、派遣業などのその他の事業が176件(23.8%)と最も多く、次い

で接客娯楽の155件(21.0%)、商業の143件(19.3%)となっており、非工業的業種が567件(76.8%)と8割近くを占めています。

申告内容
申告事件のうち、最も多いのは賃金不払事件の601件で、全体の81.4%を占めています。次いで、解雇に関するものが90件(12.2%)でした。

賃金不払事件の対象労働者は、798人と昨年の658人と比較し140人(21.3%)増加しました。また、不払賃金額は315、110千円と昨年の235、767千円と比較して79、343千円(33.7%)増加しております。

賃金不払事件の中には、厳しい経済情勢の中で経営状態の悪化が原因となつたものが数多く認められ、企業の倒産に係る事案も少なくない状況でした。